

## 船舶区画規程等の一部を改正する省令について

平成20年4月  
国土交通省  
海事局安全基準課

**改正の背景**

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために、1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS条約」という。)が発効しており、我が国もこの条約の締約国です。

平成17年5月及び平成18年12月に、国連の専門機関である国際海事機関(以下「IMO」という。)において、旅客船と貨物船について損傷時の復原性要件を調和すること等を規定したSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の全面改正が採択され、平成21年1月1日に発効することとなっています。

この改正の内容を担保するため、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項及び第3条の規定に基づき、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号。以下「区画規程」という。)、船舶設備規程(昭和9年通信省令第6号。以下「設備規程」という。)等において所要の改正を行うことを検討しており、加えて、これまでSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章の損傷時の復原性要件を適用していなかった内航船及び漁船についても、損傷時の安全性を確保する観点から、条約改正内容を適用することを検討しています。

また、条約改正では、船舶の非損傷時の復原性要件についても考慮することが求められていることから、船舶の非損傷時の復原性要件を、IMOで策定された基準である非損傷時復原性コード(以下「ISコード」という。)と整合させるとともに、その適用範囲を拡大するため、船舶安全法第2条第1項の規定に基づき、船舶復原性規則(昭和31年運輸省令第76号。以下「復原性規則」という。)、小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号。以下「小安則」という。)等において所要の改正を行うことを検討しています。

**改正の概要**

## 1. 区画規程、設備規程の一部改正(SOLAS条約改正に伴う改正)

## (1) 損傷時の復原性要件の調和

- ① 現在、貨物船に適用している確率論による損傷時の復原性要件(統計に基づいた損傷の発生確率を考慮し、損傷を受けた場合の船舶の復原性能を必要な水準以上に確保するための要件)の考え方を、旅客船にも適用します。【区画規程第2編第6章及び第3編3章関係】

- ② 旅客船への確率論による損傷時の復原性要件の導入に伴い、これまで旅客船に適用していた決定論による損傷時の復原性要件(発生する損傷の範囲を具体的に想定し、損傷を受けた場合の船舶の復原性能を必要な水準以上に確保するための要件)に関する規定を削除します。【区画規程第2編第3章、第4章及び第13章関係】
- (2) 旅客船に対する追加の損傷時の復原性要件【区画規程第2編第6章関係】
- ① 最大搭載人員が36人以上の旅客船に対して、想定する損傷の範囲を最大搭載人員に応じて定め、当該損傷を受けた場合の復原性要件を規定することとします。
- ② 最大搭載人員が400人以上の旅客船に対しては、上記①に加え、船首部(船首垂線から船の長さの8%以内の区画)が損傷した場合の復原性要件を規定することとします。
- (3) 船首隔壁の設置位置の調和【区画規程第2編第5章及び第3編第2章関係】  
旅客船と貨物船で異なっていた船首隔壁の設置位置に関する規定を統一するとともに、船首隔壁より前方の区画が損傷した場合の復原性要件を新たに規定することとします。
- (4) 二重底設置要件の調和【区画規程第2編第9章及び第3編第6章関係】  
旅客船と貨物船で異なっていた二重底の設置要件を貨物船の規定に統一し、船舶の長さに関係なく船首隔壁から船尾隔壁までの部分を二重底としなければならないこととします。
- (5) 単船倉貨物船への浸水警報装置の設置【設備規程第146条の48の2関係】  
現在、国際航海に従事する総トン数500トン以上かつ長さ80m未満の単船倉貨物船に適用されている浸水警報装置の設置義務を、国際航海に従事しない船舶に対しても適用します。
- (6) 区画規程の適用範囲の拡大【区画規程第10条の5、第102条の2関係】  
現在、旅客船(国際航海に従事しない旅客船にあつては、損傷時の復原性要件のみ)及び国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船としている区画規程の適用範囲を、国際航海に従事しない総トン数20トン以上の旅客船並びに総トン数500トン以上の貨物船及び漁船に拡大します。なお、国際航海に従事しない船舶については、当該船舶の航行の態様、設備等を考慮して規定の一部を緩和又は適用しないこととします。
2. 復原性規則及び小安則の一部改正(ISコードへの整合及び適用範囲の拡大に伴う改正)
- (1) 平水区域を航行区域とする旅客船の非損傷時の復原性要件の一部改正
- ① 横メタセンタ高さを0.15m以上としなければならないこととします。【復原性規則第11条第2号関係】
- ② 旋回時の横傾斜角は10度を超えてはならないこととします。【復原性規則に新設】

(2) 上記(1)以外の旅客船の非損傷時の復原性要件の一部改正

- ① 横メタセンタ高さを0.15m以上としなければならないこととします。【復原性規則第11条第2号関係】
- ② 旋回時の横傾斜角は10度を超えてはならないこととします。【復原性規則に新設】
- ③ 旅客が片舷に移動した場合の横傾斜角は10度を超えてはならないこととします。【復原性規則に新設】
- ④ 航行区域に応じた風速のみにより傾斜偶力を算出することとします。【復原性規則第14条関係】
- ⑤ 30度以上の横傾斜角における復原てこは0.20m以上なければならないこととします。【復原性規則第11条第2項2号関係】
- ⑥ 復原てこの最大値の生じる横傾斜角は25度以上でなければならないこととします。【復原性規則に新設】
- ⑦ 横傾斜角に応じた復原力曲線の面積が一定値以上なければならないこととします。【復原性規則に新設】
- ⑧ 旅客船と貨物船で異なっていた横揺れ角の算定式を、貨物船の算定式に統一します。【復原性規則第16条、第20条関係】

(3) 旅客船以外の船舶について、非損傷時の復原性要件の適用範囲拡大【復原性規則第1条】

現在、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする長さ24m以上の貨物船(沿海区域を航行区域とするものにあつては、国際航海に従事するものに限る。)としている非損傷時の復原性要件の適用範囲を、長さ24m未満の貨物船並びに国際航海に従事しない沿海区域を航行区域とする貨物船、平水区域を航行区域とする貨物船及び漁船(船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)第1条第2項第2号から第4号までに掲げる船舶に限る。)に拡大します。なお、当該船舶の航行区域等に応じて規定の一部を緩和又は適用しないこととします。

(4) 漁船について非損傷時の復原性に関する要件の見直し

もっぱら漁ろうに従事する船舶(船舶安全法施行規則第1条第2項第1号の船舶)に適用する非損傷時の復原性要件を以下のとおり見直します。

- ① 横メタセンタ高さを0.35m以上としなければならないこととします。【復原性規則第24条第1項関係】
- ② 漁ろう作業中において想定される横揺れ角は、舷端没水深さが0.50mとなる横傾斜角(ただし、17度を上限とする。)を超えてはならないこととします。【復原性規則に新設】
- ③ C係数(定常風を受けながら横揺れしている船舶が、突風を受けても転覆しない要件を定めた指数。理論的には、指数が1以上であれば転覆しない。)が1以上でなければならないこととします。【復原性規則に追加】

(5) 小型船舶について、非損傷時の復原性要件の適用範囲拡大【小安則第12章関係】

- ① 現在、人の運送の用に供する小型船舶としている非損傷時の復原性要件の適

用範囲を拡大し、人の運送の用に供しない小型船舶も適用範囲に含めることとします。なお、当該改正により、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする小型船舶については、船の長さに関わりなく、復原性規則の非損傷時の復原性要件を準用することとなります。

- ② 沿海区域又は及び平水区域を航行区域とする小型船舶であって、船の長さが24 m以上のものは、復原性規則の非損傷時の復原性要件を準用することとします。

### 3. その他所要の改正等

船舶の設計に関する基本的事項、設備の設置要件等についてのみ省令で規定し、設備の性能要件の細目等(現在、区画規程に規定している水密すべり戸の性能要件、ビルジ主管及びビルジ支管の径等の規定)については、新たに告示を制定し、その要件を告示に委任することとします。

また、その他これらの改正に伴う所要の改正を行うこととします。

### 4. 経過措置

これらの改正は、平成21年1月1日(以下「施行日」という。)から施行することとし、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例によることができることとします。

#### スケジュール(予定)

公 布： 平成20年6月中

施 行： 平成21年1月1日